

殿田川水系河川整備基本方針

平成 20 年 4 月

静 岡 県

殿田川水系河川整備基本方針

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 河川及び流域の現状	1
1) 河川及び流域の概要	1
2) 治水事業の沿革と現状	2
3) 河川の利用及び住民との関わり	2
4) 河川環境	2
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
1) 河川整備の基本理念	3
2) 河川整備の基本方針	4
■洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	4
■河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備 と保全に関する事項	4
■河川の維持管理に関する事項	5
■地域との連携と地域発展に関する事項	5
2. 河川の整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6
<流域図>	7

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 河川及び流域の現状

1) 河川及び流域の概要

殿田川は静岡県南伊豆町の西海岸にある妻良漁港の南端に位置し、その源を国道136号の妻良隧道(標高175m)付近に発し、流域をほぼ二分する普通河川西谷川と合流後、妻良地区の集落を流れ、妻良漁港に注ぐ流域面積1.09km²、幹川流路延長0.50kmの二級河川である。

流域は、その大半が富士箱根伊豆国立公園内に位置し、下流部は名勝伊豆西南海岸区域に指定されている。また、流域の約91%を山林・原野が占め、急斜面を構成しており、河口部周辺にわずかに沖積層の平地がみられ、そこに集落が形成されている。地質的には白浜層群(南伊豆層)に属している。

気候は、伊豆半島の西南に位置するため太平洋の黒潮の影響を受け、夏と冬の平均温度較差が小さく年平均気温が16.5℃(石廊崎測候所1971-2006年平均)と県下で最も温暖な気候に恵まれている。また、年間の平均降水量は約1,820mm(石廊崎測候所1971-2006年平均)となっている。

殿田川の上・中流部は、沿川が畑として利用され、家屋が河川沿いに点在している。河道は、落差工の連続する階段状の流路工が整備されているが、最上流部付近の河床は岩が露出しており、コケに覆われている。また、平常時の流量は少ない。なお、殿田川の起点から約20mの下流区間は、砂防指定地に指定されている。

下流部は集落が形成され、家屋が河川沿いに立ち並んでいる。河道は、ほとんどがコンクリート三面張り護岸となっており、下田と松崎を結ぶ幹線道路である国道136号の下を暗渠で貫流している。感潮区域である河口部には、ボラ、ハゼ類等が生息している。

殿田川が位置する妻良地区の人口は約300人(H18年)であるが、夏季には観光客が訪れ、人口が一時的に増加する特性がある。人口の経年推移で見ると人口は減少傾向にあるものの、世帯数は近年横這い状況にある。また、高齢化率は46%と高く、災害時要援護者の比率も高い状況である。

妻良地区の主な産業は漁業が中心であるが、近隣には海水浴場があり、各集落では民宿を営んでいる家が多く、観光も産業の一つとなっている。

歴史的には、東西を結ぶ海上交通路の要所に位置していたことから、妻良漁港は古くから風待港として栄え、東西の文化を取り入れた独自の文化や伝統芸能が継承されており、殿田川河口部の砂浜で実施される妻良の盆踊りは県の無形文化財に指定されている。

2) 治水事業の沿革と現状

殿田川は、過去の災害を受けて現在のコンクリート三面張り河道が形成された。昭和 51 年 10 月の集中豪雨においては、支川西谷川との合流点において流木により河道が閉塞したため、越水被害が発生し、床上浸水 38 戸、床下浸水 46 戸に及ぶ甚大な被害を受けている。

これを契機に、殿田川の上流部は土砂災害対策として砂防えん堤や流路工の整備が行われ、流木が原因となる越水被害は発生していないが、集中豪雨により、支川西谷川との合流点での越水が確認されていることから、早急な治水対策が望まれている。

津波被害に関しては、1854 年 12 月に発生した安政地震により妻良地区で大きな被害が発生した記録が残っている。また、東海地震による津波被害が想定されており、河口付近の津波対策が求められている。

3) 河川の利用及び住民との関わり

殿田川の河川水は、消防水利として利用されているものの、水道用水や農業用水には利用されていない。

また、河川空間は、殿田川の管理道路が生活道路として通勤、通学、散策に利用される等、地域住民にとって身近な空間となっている。

殿田川では、地域住民が草刈や河床の堆積物除去等の清掃活動を行っており、河川愛護の意識が高い地域である。

4) 河川環境

殿田川は、公共用水域の類型指定を受けていない。Ok300 地点における水質調査では、BOD 値は 0.5mg/l 以下となっているものの、大腸菌群数だいちょうきんぐんすうは高い結果となっている。現在、流域では生活排水処理施設整備が進められている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1) 河川整備の基本理念

殿田川水系の現状及び特性を踏まえ、今後の河川整備の基本理念を以下に挙げる。

■安全で安心して暮らせる川づくり

妻良地区では、洪水や津波により度々被害を受けており、東海地震による津波被害も想定されている。さらに、高齢化が進み、災害時要援護者の割合の高い集落が下流部に形成され、観光客も多く訪れることから、災害により大きな被害の発生が予想される。

このため、今後は洪水を安全に流下させるために河積拡大を図るとともに、津波に対して安全な対策を推進する。さらに、地域住民の防災体制づくりを支援し、地域住民や観光客等の生命の安全確保を最優先した対策に努め、「安全で安心して暮らせる川づくり」を目指す。

■川とのふれあいを創出する川づくり

殿田川は、大部分がコンクリート三面張りのため、自然度が少ない状況にあるが、地域住民の生活に密着した「かけがえのない川」である。

このため、今後は漁港や集落との景観や利用形態等の調和を図りながら、親しみやすい水辺空間を創出するとともに、近傍河川で確認されているウナギ、ゴクラクハゼやボウズハゼ、セリやフキ等、殿田川で本来生息・生育していたと想定される動植物の生息・生育空間の再生を目指す。さらに、川を活用した地域コミュニティの再構築を支援し、地域住民とともに「川とのふれあいを創出する川づくり」を推進する。

2) 河川整備の基本方針

河川整備の基本理念を踏まえ、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。

■洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

災害の発生防止または軽減に関しては、河川の規模、既往の洪水、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、概ね30年に1回発生すると想定される降雨による洪水を安全に流下させることのできる河川整備を目指す。

津波、高潮被害の防除・軽減のため、関係機関と連携して地震防災対策を実施する。また、既存施設の効用を最大化するため、河道内の危険・弱点箇所の対策を実施するとともに、過去に発生した土砂や流木が原因となる浸水被害の軽減を図れるよう、森林の適正な管理や土砂災害対策等を関係機関に働きかける等、流域一体となった河川整備に努める。

さらに、整備途上段階での施設能力以上の洪水や計画を上回る洪水が発生した場合においても、被害の最小化を図るため、日頃から水防活動との連携、ハザードマップ作成の支援等の情報提供、情報伝達体制の充実、土地利用計画との調整等の総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携して推進する。

■河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川水の利用に関しては、関係機関と連携して、流水の適正かつ合理的な利用が図られるよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水面との調和を図り、漁村集落を流れる川であることを踏まえ、漁港や集落との調和を図りながら親しみやすい水辺空間を創出し、川が地域住民のふれあいの場となるように努めるとともに、周辺道路や海など様々な視点場からの眺望に考慮し、植生の緑と紺碧の海で構成される海岸線との景観の調和を図る。

また、流域の生態系に考慮し、海から川への連続性の確保、河床や植生の多様性を確保すること等により、在来種の生息・生育環境の保全・再生に努める。

さらに、関係機関や地域住民と連携して家庭等からの汚濁負荷量の一層の削減を働きかけ、人々が安心して水にふれあえる水辺環境の保全・再生に努める。

■河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるように、適正な河川パトロールの実施等を図るとともに、住民や関係機関等と連携して適切に維持管理を行う。

■地域との連携と地域発展に関する事項

殿田川流域の風土、歴史、文化を踏まえ、個性ある地域の発展のため、河川に関わる地域住民の自発的な活動や、川を活用した地域コミュニティの再構築を支援し、南伊豆町のまちづくりと連携を図るとともに、地域住民や関係機関との協働による河川整備を推進する。また、河川に関する自然・歴史・文化や河川整備等の情報を積極的に提供するとともに、地域住民との対話を進め、地域住民の川づくり活動との連携や支援を推進する。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、既往の洪水や河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、概ね30年に1回発生すると想定される降雨による洪水を対象として、基準地点 無名橋（Ok 298）において $15\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
殿田川	無名橋	15	15

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点 無名橋（Ok 298）において、基本高水のピーク流量と同じ $15\text{m}^3/\text{s}$ とする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位と計画横断形に係る概ねの川幅は以下のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)
殿田川	無名橋	0.298	+8.36	3.0

(注) T.P.: 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、今後、流況等の河川の状況把握を行い、動植物の生息地又は生育地の状況、流水の清潔な保持等の観点からの調査検討を踏まえて設定する。

<流域図>

